

じんけん

あなたの街の相談パートナー

～6月1日は「人権擁護委員の日」です～

＊人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務

大臣より委嘱された民間

の人たちで、本市には、現在17人の人権擁護委員がいます。大阪府下では約500人、全国では約1万4000人の委員が配置されています。

人権擁護委員法が施行された昭和24年6月1日にちなんで、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として、全国で人権相談をはじめとした人権啓発活動に取り組んでいます。

＊人権擁護委員の活動とは

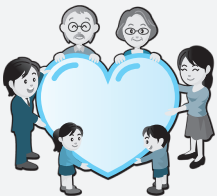
人権啓発に貢献するため、人権擁護委員が実際に行っている活動は「人権を守るための広報・啓発活動」「人権相談」などです。人権の大切さを多くの人に知ってもらうための広報・啓発活動」として、人権の花運動や人権教室、街頭啓発など人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。

人権擁護委員八尾地区委員会

は、とりわけ、子どものいじめ問題に対応するため、市内小学校で「いじめをなくそう人権教室」を積極的に行っていきます。いじめのない楽しい学校生活を送るためにどうすればよいかについて、一緒にビデオ教材を鑑賞しながら考えることで、友達への思いやりの心を育むことを目的に、昨年度は市内小学校14校で実施しました。

「人権相談」で

は、身の回りで起こった人権問題について、相談に応じています。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。



「人権擁護委員による人権相談」

■と き 毎月原則第1・3水曜日

午後2時30分～4時30分

(予約制、1人1時間)

■ところ 市役所本館10階市民相談室

■対象 市内在住・在勤・在学の人

☆申込み・問合せ 人権政策課

☎924・9863

FAX 924・0175